

2025（令和7）年度 第1回栗東市同和教育推進委員会 ご意見・ご質問・回答一覧

担当課	意見・質問	回答
人事課	【意見】 「No.10（分野）部落差別／人権問題職員集合研修」の目標値が、各階層別研修の実施：年1回となっていますが、これだけではなく参加者数あるいは参加者の割合を目標値に挙げた方が、その事業の達成度を表す指標になるのではないのでしょうか。 <資料修正>	目標値に参加者数を挙げました。 参加者数：500人
自治振興課	【質問】 「No.133（分野）外国人／国際交流事業」について、栗東市在住の外国籍の人の出身国や人数を教えてください。また、小中学生のうち、日本語指導が必要な子どもの人数は何人ですか。	○総人口 70,266人（R7.4月1日現在） 外国人 1,752人（2.49%） ○国籍別人口（多い順） ベトナム 491人（28.0%） ブラジル 242人（13.8%） インドネシア 224人（12.8%） 中国 173人（9.9%） 韓国 162人（9.2%） その他 約28か国 460人 ○日本語指導が必要な小中学生の人数 総数41人（5月1日現在）
自治振興課	【質問】 「No.143（分野）外国人／国際交流事業」の2024年度の評価が2でしたが、今年度の目標・目標値および内容の欄は昨年度のものと同じです。今年度、何か改善策は考えておられますか。 <資料修正>	日本語教室の参加者数がコロナ禍以降減少傾向にあるのは、新たな外国人に対して教室の周知不足が考えられます。改善策として市内事業所へのチラシ配布や教室開催数を増やす（R7.4月から第3日曜日を追加）などして、参加の促進に取り組んでいます。 目標値は昨年度実績、今年度の状況を踏まえ、10人から5人/回に修正します。
ひだまりの家	【意見】 ひだまりの家の市民への周知が少ないように思います。同和問題の重要拠点であり、教育事業等、大切な活動をされているので、もう少し啓発をされてはどうでしょうか。	昨年度ひだまりの家開館20周年に伴いホームページをリニューアルしました。十里まちづくり学習を中心とした人権学習や他市・他県からの研修受け入れの様子を掲載しています。栗東市広報や地域向け広報紙「ひだまりだより」、各種イベントによるPR用チラシ、栗東市LINE等SNSを利用することによりひだまりの家の周知を図っていきます。
ひだまりの家	【質問】 「No.47（分野）部落差別／ひだまりの家（人権啓発事業）」の来館者数の目標値が昨年度、一昨年度は40,000人でした。（昨年度の実績は39,039人ということでした。）今年度の目標値が37,400人と微妙な数に下方修正されていますが、何か根拠があるのでしょうか。	当初、40,000人と設定した目標値は、十里運動公園利用者も含まれているなど根拠が不明瞭であったため、令和6年2月のひだまりの家運営審議会で数値の精査を行い、令和5年度施設延べ利用者数を34,000人とし、毎度5%増を見込数として令和6年度から5年間の数値目標として設定したものです。
障がい福祉課	【質問】 「No.107（分野）障がいのある人／栗東市手話講座委託事業」の前年度実績に、講座の入門課程から受講されている11名の方々は、「手話サークルや地域のろう者との交流する機会となった」とありましたが、活動につながりそうですか。	すでにサークル活動をされている方もおられ、実際の活動につながっています。

2025（令和7）年度 第1回栗東市同和教育推進委員会 ご意見・ご質問・回答一覧

担当課	意見・質問	回答
障がい福祉課	【意見】 （分野）障がいのある人「No.109 障がい者の社会参加と交流、No.129 栗東サロン「歩」委託事業、No.131 成年後見制度利用支援等事業、No.132 障がい者の虐待防止に向けた取組の推進」の目標・目標値及び内容の欄は全く昨年の記載と同じで、目標値が書かれていません。 その事業の推進の度合いを客観的に評価できる目標値を挙げておく方がよいと思います。 例えば利用者数などは、よい指標になるのではないかと思います。 <資料修正>	第7期栗東市障がい福祉計画では、No.109の「レクリエーションスポーツ大会、ボウリング大会」は710人、「◇障がい者生活行動訓練事業」は25人を見込み人数としています。 No.131、No.132については件数や利用者数などの増減では評価が難しい項目となっていますので、いずれも啓発の回数を目標値とし、NO.131は出前講座を年2回程度開催、NO.132については、年1回広報への関連記事掲載を予定しています。
障がい福祉課	【意見】 （分野）障がいのある人「No.131 成年後見制度利用支援等事業、No.132 障がい者の虐待防止に向けた取組の推進」の前年度実績の欄の記載が雑過ぎる。昨年度の資料のコピーのようですが、No.131の場合どのような支援がなされたのか概要が解るようにしてほしい。No.132の場合はHP掲載内容の更新状況や広報への掲載状況などを記載してほしい。 <資料修正>	資料に前年度実績をそれぞれ追記しました。
長寿福祉課	【意見】 （分野）高齢者「No.93 認知症施策の充実と高齢者虐待防止の取り組み、No.94 地域ふれあい敬老事業補助事業、No.96 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託事業、No.100 介護予防事業（いきいき百歳体操）、No.101 老人福祉センターの運営委託事業」の目標、内容は昨年度の資料と同じで、目標値の記載がありません。事業の見直しや推進のために、目標値を設定することが大切かと思います。 <資料修正>	資料に目標値等をそれぞれ追記しました。
商工観光労政課	【質問】 「No.23（分野）部落差別／企業への研修講師の派遣」の前年度実績には、依頼企業 4社4回、訪問企業 4社4回であったのに、今年度の目標値がいずれも2社2回と前年度実績より少ないのはなぜでしょうか。 <資料修正>	前年度実績に基づき、目標値を訂正することとします。 依頼企業 4社4回、訪問企業 4社4回
商工観光労政課	【質問】 「No.32（分野）部落差別／人権啓発スローガン募集」の目標値の後に書いてある（平成29年度）というのはどういう意味ですか。 <資料修正>	過去の記載のままになってしまっていたことから、（平成29年度）という表記については削除します。
商工観光労政課	【質問】 「No.33（分野）部落差別／啓発広報紙の発行」の前年度実績が、9月2,500部、3月2,700部で目標値（9月10,000部、3月10,000部）より減っているのはなぜですか。他の方法に移行されたのでしょうか。 <資料修正>	過去の目標値からの修正ができておりませんでした。計画値を2,700部に修正
商工観光労政課	【意見】 「No.40（分野）部落差別／企業内人権研修会の開催」の目標値が昨年と同じく研修会の開催：年6回 となっていますが、開催回数だけよりも参加社数や参加者数の方がこの事業の進捗状況の指標になると思いますので、目標値に参加社数や参加者数を上げるといいのではないかと思います。 <資料修正>	目標値に参加社数と参加者数を挙げました。 参加企業数：100社 延べ参加者数：240人
商工観光労政課	【意見】 「No.41（分野）部落差別／企業内人権啓発推進企業訪問」の前年度実績をもう少し詳しく記載してほしい。 <資料修正>	資料に前年度実績を追記しました。

2025（令和7）年度 第1回栗東市同和教育推進委員会 ご意見・ご質問・回答一覧

担当課	意見・質問	回答
幼児課	【意見・質問】 「No.19（分野）部落差別／保育園・幼稚園・幼児園・認定こども園職員人権問題研修会」の目標値が研修会の開催：年5回となっていますが、昨年度実績8回、一昨年度の実績9回なのに、なぜ5回という設定なのでしょう。また、研修会の回数と共に参加者数もこの事業の重要な指標になると思います。参加者数も目標値に加えてはどうでしょうか。	・研修テーマ5つを目標値として、5回と表記しました。しかし、1つのテーマで複数回研修会を実施する場合があります、研修会の回数としては8回程度実施いたします。 ・研修への参加ですが、各園の保育体制の調整によって参加者人数が異なります。参加者数の目標値があると指標になるかと思いますが、保育現場を第一に考え、目標値には開催回数を設定したいと思います。しかし、園の体制を整え、できるだけ多くの職員が参加し、職員が研修会での学びを自分の生き方につなげ、実践にいかせるように実施していきます。
学校教育課	【意見】 「No.76（分野）子ども／いじめ防止対策事業」の前年度実績の記載において「（各校の）いじめ防止基本法」とあるのは、「（各校の）いじめ防止基本方針」ではないか。 <資料修正>	「（各校の）いじめ防止基本方針」に表記を訂正しました。
生涯学習課	【意見】 「No.38（分野）部落差別／人権教育巡回講座」の目標値に巡回講座の開催：各学区年1回だけが挙げられているが、講座への参加者数も挙げてはどうかと思う。参加者人数の方がこの事業の推進状況の指標になると思う。	巡回講座は、単独での実施ではなく、園や学校の保護者研修との共催やコミセンで実施する地域振興協議会の講座と共催しております。各学区で開催内容や開催方法も違うことから、現段階では参加人数を目標とすることは困難であり、各学区年1回の目標値としております。参加者人数については、実績報告の際に報告いたします。
図書館	【意見】 「No.31（分野）部落差別／人権図書の収集と貸出し、No.97（分野）高齢者／高齢者の読書環境整備、No.125（分野）障がいのある人／図書館利用に困難な人への読書環境整備、No.140（分野）外国人／利用案内等の多言語化」の目標、内容は昨年資料と同じで、目標値がありません。目標値として数値化しにくい内容もありますが、これらは前年度実績として数値が挙げられていますので、目標値を表すことはできると思います。 <資料修正> ※No.125の施策欄について 図書館利用に困難⇒図書館利用の困難では？	資料に目標値等をそれぞれ追記しました。 No.125の施策欄の記載については、図書館用語である「図書館利用に障害のある人へのサービス」を基にしており、図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」を取り除くことを示しており、同様の用語として「図書館利用に困難な人への読書環境整備」として意識付けしています。
図書館	【意見】 「No.97（分野）高齢者／高齢者の読書環境整備と社会活動参加」の前年度実績について、大活字本を36冊購入していただき、高齢者や目の悪い方には非常にありがたい。	目標値として、今年度は大活字本とCDブックを合わせて50冊の購入計画を立てています。
人権擁護課 （旧：人権政策課）	【質問】 「No.12（分野）部落差別／市職員派遣事業」の前年度実績について、びわこ南部地域人権啓発連続講座への市職員の派遣状況が載っています。講座のタイトルを見るだけでも興味があったり、魅力のあるものがいくつかあります。このような情報に接するのは初めてですが、市関係者だけでなく、市の人権団体等に所属している人への案内などはないのでしょうか。	当講座は、年間の計画として日時や開催場所は決まっているものの、内容については直前に案内が来るため、毎月、市の各人権団体にご案内することは難しいところです。また、受講料が必要になりますので、そのあたりも個人で負担されるか、または、団体との相談が必要になると思います。

2025（令和7）年度 第1回栗東市同和教育推進委員会 ご意見・ご質問・回答一覧

担当課	意見・質問	回答
人権擁護課 （旧：人権政策課）	【質問】 「No.18（分野）部落差別／人権尊重に向けた啓発事業」の目標値が表記されていません。事業の進捗の指標となる数値目標を挙げることはできませんか。 <資料修正>	資料に目標値を追記しました。
人権擁護課 （旧：人権教育課）	【質問】 「No.29（分野）部落差別／地域教育推進事業補助事業」のふれあい文化祭参加者数：昨年度の実績は980名、一昨年度の実績は920名なのに、今年度の目標値は600人と実績よりもかなり下方の目標値になっています。その理由は何かあるのでしょうか。	今年度より、自治会の負担軽減ならびに文化祭を運営する構成員の減少により、事業の規模の見直しが必要となり、文化祭を2日開催から1日開催としたことから、参加者数の目標値を600人としています。
人権擁護課 （旧：人権教育課）	【意見】 「No.37（分野）部落差別／人権を考える市民のつどい」の開催日について、「2026（令和8）年」と西暦併記の方がよいのではないかと。 <資料修正>	「2026（令和8）年」と西暦併記に訂正します。
人権擁護課 （旧：人権教育課）	【意見】 人権尊重思想の普及は、啓発に尽きると思います。多くの人々が学ぶことができる息の長い継続した学習が必要です。そのためには、現在も取り組まれている①各小学校区や中学校の人権教育地域ネット協議会の活動（No.30）、②各行政区で行われているじんけんミーティング（地区別懇談会）（No.36）、③さきらを会場とした講演会（No.37）は、大切な機会だと考えています。②については、参加者数の問題など、課題は多いかと想像しますが、実りのある研修となるよう、その形態や進め方などを工夫していただきたいと思います。	人権尊重の推進には、教育・啓発活動が重要ととらえています。 特に、じんけんミーティングは、今年度より開催方法を大きく変更し、自治会が主体となり、実施方法を選択する形となりました。実施方法は3つのコースがあります。市などが実施する講演会に参加する講演会参加型コース、資料を回覧する資料回覧型コース、DVDを視聴したり講師を派遣したりする従来の懇談会型コースを設定しました。 今後も地域・学校園をはじめ、あらゆる場面において実りある啓発・教育事業となるよう、工夫して取り組んでいきます。
全体を通して （人権擁護課）	【意見】 各課の取り組みで、部落差別（同和問題）を取り上げておられないところもありましたが、職員全員が取り組み、市民への理解を広げるためには必要ではないでしょうか。	各課の取り組みについては、人権擁護計画に基づき、さまざまな分野の人権問題の中から、各課において直接的に関わる分野の施策を中心に設定しております。 しかしながら、部落差別問題の不合理的を見抜き、その解決に向けた理解と行動は、全職員に求められています。人権擁護課としては、部落差別問題の解決を軸としながら、各課へ発信していきます。